

令和2年8月3日

お客さま各位

平塚信用金庫

在留カードご提示のお願い

平素は平塚信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、在留カードをお持ちのお客さまへ在留期限・在留資格等の確認をお願いしております。

すでに口座をお持ちのお客さまにつきましても、令和2年2月にダイレクトメールによりお取引目的等の再確認及び在留カードの提示をお願いしておりますが、手続きがお済みでないお客さまにおかれましては、当金庫預金規定にもとづき、お取引を制限させていただきますので、早急にお手続きいただきますよう改めてお願い申し上げます。

○ お取引制限の解除について

在留資格・在留期限が確認できる書類（在留カード）をご持参のうえ、お近くの平塚信用金庫窓口へお申出ください。所定の手続き完了後は通常どおりご利用いただけます。

○ 定期的な確認へのご協力について

今後もお取引の内容に応じて定期的に在留期限・在留資格を確認させていただく場合がございます。在留期限・在留資格等を更新された場合には、新たな在留カードをご提示いただきますようお願い申し上げます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

TRibank Hiratsuka
平塚信用金庫

[令和2年2月にご送付いたしましたダイレクトメールの内容はこちらです](#)